

# 阿蘇中部4町村合併推進協議会委員等の 報酬及び費用弁償に関する規程

## (趣旨)

第1条 この規程は、阿蘇中部4町村合併推進協議会規約(以下「規約」という。)第16条第2項の規定に基づき、阿蘇中部4町村合併推進協議会(以下「協議会」という。)の委員等の報酬及び費用弁償について、必要な事項を定めるものとする。

## (報酬)

第2条 協議会の委員及び監査委員(以下「協議会委員等」という。)の報酬は、日額5,500円とする。ただし、規約第4条第2項第1号に規定する委員その他会長が必要と認めた委員については、これを支給しないものとする。

## (費用弁償)

第3条 協議会委員等が、職務のため旅行したときは、会長の属する町村の例により、一般職の職員の旅費に相当する額を弁償するものとする。ただし、前条ただし書きに規定する委員が協議会の会議に出席した場合については、これを支給しないものとする。

## (その他)

第4条 この規程に定めるもののほか、協議会委員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項は、会長の属する町村の例によるものとする。

## 附 則

この規程は、平成14年8月21日から施行し、平成14年8月1日から適用する。